

## 議会第1号

### 塩尻市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩尻市議会委員会条例（昭和36年塩尻市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

- 第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。
- 2 前項の場合において、委員がオンラインにより委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
  - 3 前項の許可を得て委員がオンラインにより委員会に参加する場合は、次条、第16条第1項及び第29条第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。
  - 4 委員がオンラインにより参加する場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

令和4年12月21日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会  
委員長 古畑秀夫

## 議会第1号関係資料

### 塩尻市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(招集)</p> <p>第14条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p><u>(出席の特例)</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)により、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員がオンラインにより委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p>

- 3 前項の許可を得て委員がオンラインにより委員会に参加する場合は、次条、第16条第1項及び第29条第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。
- 4 委員がオンラインにより参加する場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。